

認可地縁団体の手引き

【平成28年9月改訂】

守谷市 生活経済部 市民協働推進課

〒302-0198 守谷市大柏 950-1

TEL：45-1111（代表） 内線 133

E-mail：kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

目 次

I 認可地縁団体について

- 1 認可制度について……………2
- 2 対象団体……………2
- 3 法人格を得るための市長の認可……………2
- 4 認可の要件……………2

II 認可申請手続き

- 1 認可申請手続きの流れ……………5
- 2 認可申請の事前準備……………6
- 3 認可申請手続き……………7

III 認可後の地縁による団体

- 1 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明……………9
- 2 認可地縁団体の証明書……………9
- 3 告示された事項に変更があった場合……………10
- 4 規約を変更した場合……………10
- 5 財産目録及び構成員名簿……………10
- 6 認可地縁団体に係る税……………11

IV 認可の取り消しと解散

- 1 認可の取り消しについて……………12
- 2 解散について……………12

【申請書類等記載例】

- ・ 認可申請書 [様式1] ……13
- ・ 保有資産目録 [様式2] ……14
- ・ 保有予定資産目録 [様式3] ……16
- ・ 規約変更認可申請書 [様式4] ……18
- ・ 告示事項変更届出書 [様式5] ……19
- ・ 構成員名簿……………20
- ・ 代表者就任承諾書……………21
- ・ 総会議事録作成例（認可申請）……………22
- ・ 総会議事録作成例（規約変更）……………23
- ・ 規約変更の理由書作成例……………24
- ・ 規約例……………25

Ⅰ 認可地縁団体について

1 認可制度について

自治会・町内会は「権利能力なき団体」とされ、当該団体の名義では不動産登記ができなかったことから、財産上の種々の問題が生じることがありました。

これらの問題を解決するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たす場合に、法令に基づく手続きを経ることにより、自治会等が法人格の取得を可能とする「地縁による団体」の権利能力取得制度が導入されました。

これにより、市町村長の認可を受けた自治会等の地縁による団体は、当該団体名義で不動産登記ができることとなりました。

2 対象団体

自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている「地縁による団体」を対象としています。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、次のような団体は対象となりません。

- ① 構成員となるためには区域に住所を有することの他に、性別や年齢などの条件が必要な団体。
- ② 活動の目的が限定的に特定されている団体。

3 法人格を得るための市長の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。地縁による団体は、この市長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（法務局への法人登記）は一切必要とされません。市長が認可を行った場合には、その旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

4 認可の要件

認可の要件は、次の四つの要件（目的、区域、構成員、規約）すべてを満たすこととされています。

なお、市長の認可の目的は、地縁による団体が法人格を得ることにより、地域的な共同活動のための不動産等を団体名義で保有し登記等ができることにあるので、団体が現に不動産を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提となります。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることを認められること。

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは，その区域における集会施設の維持・管理や環境美化活動，防災・防犯活動，親睦行事など，一般的な自治会・町内会活動のことをいいます。

(2) 区域

地縁による団体の区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

区域は，当該自治会員のみならず市内の他の住民にとっても容易に認識できる区域である必要があり，町又は字及び地番により表示されることが最も望ましいものとされています。ただし，河川や道路等による区域の表示も，客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。

(3) 構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることができるものとし，その相当数の者が現に構成員となっていること。

区域に住所を有するすべての住民が構成員となることのできる旨規約に明記されている必要があります。区域に住所を有すること以外に年齢や性別，国籍等の条件を付すことは認められません。

また，「相当数」の判断は，地域の実情を勘案し個々具体的に行われるものですが，少なくとも区域の住民の過半数が構成員となっている必要があります。

(4) 規約

規約を定めていること。この規約には，次の八つの事項を必ず定める必要があります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項

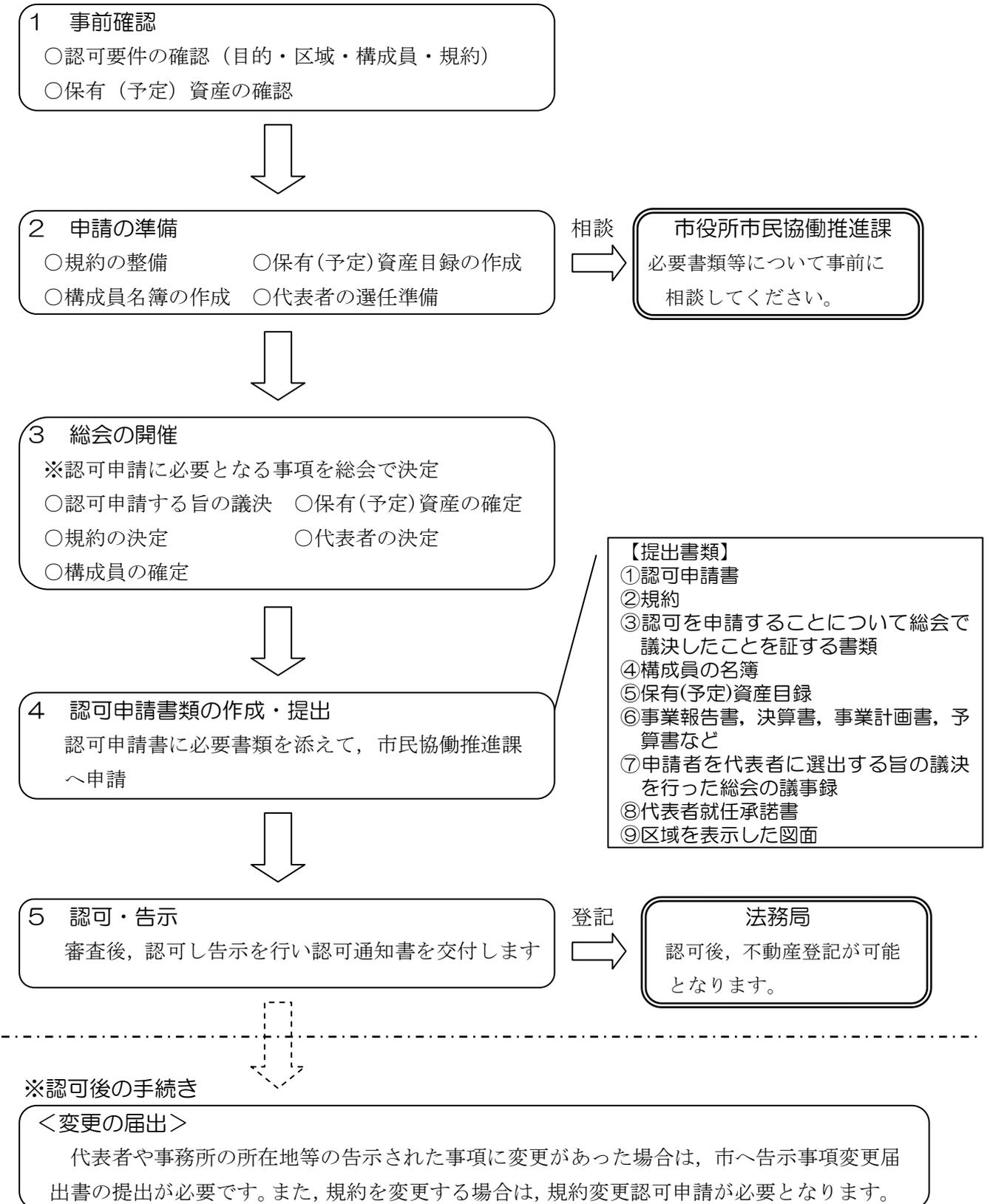
⑦ 会議に関する事項

⑧ 資産に関する事項

法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。なお、八つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

II 認可申請手続き

1 認可申請手続きの流れ



2 認可申請の事前準備

認可申請を行う前に、現行の規約に基づき総会を開催し、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。また、認可申請に必要となる次の事項（規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定）については、同時に総会で決定しておく必要があります。

（1）規約の決定

規約には、次の八つの事項を必ず定めなければなりません。現行の規約に欠けている事項等がある場合は、規約の改正が必要となります。

① 目的

目的は、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。その活動内容については、団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、できるだけ具体的に定めてください。

② 名称

特に制限はありませんので、「〇〇自治会」「△△町内会」といった名称で差し支えありません。

③ 区域

区域は客観的に明らかなものとして定められる必要があります。

町又は字及び地番で表示してください。ただし、客観的に一義的なものとして認識できるものであれば、道路等による区域の表示でも構いません。

（例・・・守谷市〇〇字△△×番地から××番地まで）

（例・・・守谷市〇〇字△△×番地のうち県道〇〇線の北側）

④ 主たる事務所の所在地

地区集会施設、又は代表者の自宅に置くこととするのが一般的です。規約の定め方としては、地番により定めるほか、「代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

⑦ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

⑧ 資産に関する事項

保有資産の構成，取得，処分の方法及び管理の方法等を規定します。保有財産の構成は，「別に定める財産目録記載の資産」としても構いません。

(2) 構成員の確定

認可申請には，構成員全員の住所，氏名を記載した構成員名簿を添付します。構成員を明確にする上から，申請前の総会において構成員を確定する必要があります。

(3) 代表者の決定

認可申請は，当該団体の代表者が行うこととなっていることから，申請前の総会において代表者を決定する必要があります。

(4) 不動産等保有することとなる資産の確定

申請前の総会において保有資産，又は保有予定資産の確定をしておく必要があります。なお，認可申請には保有資産目録（又は保有予定資産目録）の添付が必要となります。

3 認可申請手続き

認可申請にあたっては，次の書類を市役所市民協働推進課へ提出してください。

(1) 認可申請書 [様式 1]

(2) 規約

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで，議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。

(4) 構成員の名簿

地縁団体に加入している構成員全員の氏名，住所が記載されているもの。

なお，構成員は世帯でとらえるのではなく，構成員であれば，世帯主のみならず世帯員も名簿に記載する必要があります。

(5) 保有資産目録 [様式 2] 又は 保有予定資産目録 [様式 3]

保有資産目録及び保有予定資産目録の記載例及び記載要領は，それぞれ 14～15 頁及び 16～17 頁のとおりですが，保有予定資産目録の資産の「取得予定時期」については，認可申請年月日とできるだけ近接していることが望ましく，特段の事情がなければ認可申請年月日から数ヶ月以内としてください。

(6) その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等で構いません。

※事業報告書，決算書，事業計画書，予算書など

(7) 申請者が代表者であることを証する書類

① 議事録（申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録）の写しで，議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。

② 代表者就任承諾書

(8) 区域を示した図面

住宅地図等に区域を囲んで表示した図面

III 認可後の地縁による団体

1 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

不動産登記など、団体の「印鑑登録証明書」が必要となる場合がありますので、必要に応じ印鑑登録を行ってください。

印鑑の登録及び証明については、市役所総合窓口課で行っています。

なお、印鑑の登録手続き及び印鑑登録証明書の交付申請ができるのは、団体の代表者本人のみです。

(1) 手続きの際に必要なもの

【印鑑登録手続き】

- ①登録する団体の印鑑
- ②代表者の方個人の実印（市に印鑑登録をしてあるもの）
- ③代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証等）

※登録しようとする印鑑が次のような場合は登録できません。

- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが、1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【印鑑登録証明書交付申請】

- ①登録した団体の印鑑
- ②代表者の方個人の印（認印）
- ③代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証等）

(2) 手数料

登録には手数料はかかりません。

印鑑登録証明書については、1件あたり200円の手数料がかかります。

2 認可地縁団体の証明書

市では、認可手続き完了後「地縁団体台帳」を整備します。団体が不動産登記申請をする場合などは、この地縁団体台帳の写し（認可地縁団体告示事項証明書）の添付が必要となります。

この「認可地縁団体告示事項証明書」は誰でも請求することができるもので、交付手数料は200円／1通となります。認印をご持参のうえ、市役所市民協働推進課へお越しくください。

3 告示された事項に変更があった場合

市においては、認可地縁団体が法人格を得たことを認可後遅滞なく告示することになっており、この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることとなります。

この告示された事項に変更があったときは、「告示事項変更届出書」を市民協働推進課へ提出してください。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できないものです。

特に、代表者の変更が多いと思われませんが、代表者の変更の都度、届け出が必要となりますのでご注意ください。

なお、告示事項は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- (7) 代理人の有無
- (8) 解散の事由
- (9) 認可年月日

<届出に必要なもの>

- ① 告示事項変更届出書〔様式5〕
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）
- ③ 代表者就任承諾書（代表者の変更の場合）

4 規約を変更した場合

規約を変更する場合には、市に認可を申請し、認可を受ける必要があります。以下の書類を提出してください。

- ① 規約変更認可申請書〔様式4〕
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

5 財産目録及び構成員名簿

(1) 財産目録

毎年（年度）初3ヶ月以内に作成し、主たる事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿

構成員名簿を主たる事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

6 認可地縁団体に係る税

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	減免措置	課税
	固定資産税	減免措置	課税
県税	法人県民税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

IV 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消しについて

認可地縁団体が四つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すこととなります。

具体的には、次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治的目的に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2 解散について

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、解散することとなります。

- ① 破産したとき
- ② 認可を取り消されたとき
- ③ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき
※規約に別段の定めがある場合はこの限りでない
- ④ 構成員が欠乏したとき

なお、認可地縁団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

[様式1]

平成〇年〇月〇日

守谷市長

あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 〇〇自治会
所在地 茨城県守谷市〇〇××番地の△
代表者の氏名及び住所
氏 名 〇〇 〇〇 ⑩
住 所 茨城県守谷市〇〇××番地の△

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを称する書類

[様式2]

保有資産目録

〇〇自治会

平成〇年〇月〇日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇公民館	〇〇.〇〇㎡	茨城県守谷市〇〇××番地△

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇.〇〇㎡	茨城県守谷市〇〇××番△

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地
抵当権	土地	茨城県守谷市〇〇××番△

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量				
1. 国債	八分利付国債	券面金額〇万円	取得金額〇万円	
2. 社債	〇〇株式会社	物上担保付社債	券面金額〇万円	取得金額〇万円

〔保有資産目録記載要領〕

1(1)ア 建物

- 名称…〇〇町内会集会所、△公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第113条）
- 延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、不動産登記規則第112条）まで記載すること。

1(1)イ 土地

- 地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。
（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。
（注）不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。

（注）立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- 2(1) ○権原…不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くもの
とすること。
（地上権、永小作権、地役権、先取得権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産の種類…土地、建物及び木立の区分によること。

○所在地…原則として1に同じ。

- 2(2) ○資産の種類 …国債、地方債、社債については、銘柄（社債の場合は「何会社物上及び数量 担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

[様式3]

保有予定資産目録

〇〇自治会
平成〇年〇月〇日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
土地	平成〇年〇月〇日	〇〇 〇〇	茨城県守谷市〇〇××番△
建物	平成〇年〇月〇日	〇〇 〇〇	茨城県守谷市〇〇××番地△

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期
土地	地上権	平成〇年〇月〇日

〔保有予定資産目録記載要領〕

1 不動産…所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○不動産の種類…土地，建物，立木の区分による。

○取得予定時期…売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を，少なくとも年月まで記載すること。

なお，この「取得予定時期」は，認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○所在地…原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが，住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類…不動産の場合は，土地，建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は，国債，地方債，社債といった区分により記入すること。

その他の資産の場合は，当該資産の種類（車両・船舶等）に区分して記入すること。

○権原…不動産の場合には，不動産登記違法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権，永小作権，地役権，先取得権，質権，抵当権，賃借権，採石権）

○取得予定時期…1に同じ

[様式4]

平成〇年〇月〇日

守谷市長

あて

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 茨城県守谷市〇〇××番地の△

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 茨城県守谷市〇〇××番地の△

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

[様式5]

平成〇年〇月〇日

守谷市長

あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 茨城県守谷市〇〇××番地の△

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 茨城県守谷市〇〇××番地の△

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

(旧) □□□□ 守谷市〇〇××番地の◇

(新) 〇〇〇〇 守谷市〇〇××番地の△

2 変更の年月日

平成〇〇年〇月〇日

3 変更の理由

役員改選による代表者変更

別添書類：

(1) 代表者就任承諾書

(2) 平成〇〇年度定期総会議事録

〇〇自治会構成員名簿

No. _____

番号	氏 名	住 所
1	守谷 太郎	守谷市〇〇一丁目 2 番地 3
2	守谷 花子	同上
3	守谷 守	同上
4	守谷 百合	同上
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

構成員名簿には、世帯主だけではなく会員全員の記載が必要です。
構成員の変更（入会や退会）があるごとに必要な変更をしてください。

代表者就任承諾書

〇〇自治会御中

私は、平成〇年〇月〇日の〇〇自治会総会において、代表者に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

(住所) 茨城県守谷市〇〇××番地の△

(氏名) 〇〇 〇〇 ⑩

平成〇年度〇〇自治会定期総会議事録

1. 総会の日時及び場所

日時 平成〇年〇月〇日 午前（後）〇時〇分

場所 〇〇自治会自治公民館

2. 会員数及び出席者数

現在の会員数 〇〇〇名

出席数 〇〇〇名（うち書面表決者〇〇名，表決委任者〇〇名）

3. 議決事項

第〇号議案 規約を決定する件

.....

第〇号議案 構成員を確定する権

.....

第〇号議案 代表者を決定する件

.....

第〇号議案 資産を確定する件

.....

第〇号議案 自治会の認可申請の件

.....

第〇号議案 本総会議事録署名人として，〇〇〇〇，〇〇〇〇を選任する件

議長には，〇〇〇〇が就き，上記の件について一同に諮ったところ，全員異議なくこれを承認可決したので，議長及び議事録署名人は，以下に署名捺印をした。

平成〇年〇月〇日

〇〇自治会総会

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇自治会定期総会議事録

1. 総会の日時及び場所

日時 平成〇年〇月〇日 午前（後）〇時〇分

場所 〇〇自治会自治公民館

2. 会員数及び出席者数

現在の会員数 〇〇〇名

出席数 〇〇〇名（うち書面表決者〇〇名，表決委任者〇〇名）

会員数，出席数は世帯単位ではなく，
個人単位です

3. 議決事項

第〇号議案 自治会の規約を変更する件

.....

第〇号議案 本総会議事録署名人として，〇〇〇〇，〇〇〇〇を選任する件

議長には，〇〇〇〇が就き，上記の件について一同に諮ったところ，全員異議なくこれを承認可決したので，議長及び議事録署名人は，以下に署名捺印をした。

平成〇年〇月〇日

〇〇自治会総会

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

規約変更の理由書

当自治会の自治会規約を、次のように変更する。

旧	新
第1条 本会は、 <u>〇〇</u> 自治会と称する。	第1条 本会は、 <u>××</u> 自治会と称する。

(理由) 自治会の区域が変更になったため、名称を変更する必要がある。

旧	新
第2条 本会は、事務所を <u>〇〇</u> に置く。	第2条 本会は、事務所を <u>××</u> に置く。

(理由) 旧事務所は、手狭になったので、新事務所を利用することとなった。

旧	新
第5条 本会に、次の役員を置く。	第5条 本会に、次の役員を置く。
① 会長 1名	① 会長 1名
② 副会長 <u>1名</u>	② 副会長 <u>2名</u>
③ 書記 1名	③ 書記 1名
④ 会計 1名	④ 会計 1名
⑤ 監事 <u>1名</u>	⑤ 監事 <u>2名</u>

(理由) 会員の数が増え、事務量も増えたので、役員の数を増員する必要がある。

.....

以 上

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げる地域的な事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）〇〇〇〇
- （5）〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会（町内会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、守谷市〇〇字〇〇番地から××番地までとする。

（事務所）

第4条 本会は、事務所を守谷市〇〇××番地の△に置く。

※事務所を会長宅に置く場合は、
「事務所を会長宅に置く。」とする。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- （2）本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会務を処理する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査する。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査する。

(3) 財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は召集する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※地方自治法では「代表者の」となっています。
この規約例では、各自治会・町内会の規定で、代表者だけではなくその他の役員も監査することとしています。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を

議決する。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

※認可地縁団体で「会員」とは、世帯ではなく個人を指すので注意が必要です。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

一 ○○○○○○○○

二 ××××××××

※ただし、規約の変更、財産の処分、解散の議決のような重要事項や、代表者や監事の選任については、世帯の会員数分の1とすることが適当とは考えられません。

(総会の書面表決権)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19及び条20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

（役員会の構成）

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の機能）

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集）

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数）

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、守谷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成△年△月△日までとする。